

# 29 伴走支援型特別保証制度

伴走支援型特別保証制度は、コロナ禍等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要や事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組に対する資金需要等に応える保証です。

対象となる方	<p>次の(1)～(4)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方</p> <p>(1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方 (2)セーフティネット保証5号の認定を受けた方</p> <p>(3)次の①または②(i)から(vi)のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>②(i) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(ii) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(iii) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(iv) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(v) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(vi) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(4)激甚災害(激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた方</p>
資金用途	<p>【対象となる方(1)(2)】経営の安定に必要な運転資金および設備資金</p> <p>(注)対象となる方(1)のうち、新型コロナウイルス感染症に関するものは、借換え資金に限定されます(真水資金のみの取扱いを不可とするものであり、借換え資金に真水資金を加えたものは可能です)。</p> <p>【対象となる方(3)】運転資金および設備資金</p> <p>【対象となる方(4)】事業の再建に必要な事業資金</p>
限度額	1億円(兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」と合算)
保証期間	10年以内(うち据置期間5年以内)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)
貸付利率	金融機関所定利率(兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」は年0.90%)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	<p>必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>なお、本保証における経営者保証免除対応を適用する場合、連帯保証人は不要です。</p> <p>※次の①、②をいずれも満たす場合に、経営者保証を免除します。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p>

保証料率	<p>【対象となる方(1)(2)(4)】年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%)  ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%相当額となります。</p> <p>【対象となる方(3)】  (責任共有制度対象)年0.45%~1.90%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.65%~年2.10%)  (責任共有制度対象外)年0.50%~2.20%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.70%~年2.40%)  ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%~1.15%相当額となります。  ※条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国による保証料補助の対象外となります。</p>
保証割合	<p>【対象となる方(1)(4)】責任共有制度対象外  【対象となる方(2)(3)】責任共有制度対象  ※以下の借換え②の場合は責任共有制度対象外となります。</p>
借換え	<p>①本保証は、他の保証口の借換えが可能です(原則、対象となる方(4)を利用する場合を除く)。  ②既存の責任共有対象外の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有制度対象外保証での借換えが可能です。  ③対象となる方(1)が危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に協会が申込を受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号にかかる既存の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有対象外保証での借換えが可能です。</p>
必要書類	<p>所定の申込書類のほか、「経営行動計画書(写し可)」が必要となります。  対象となる方の(1)(2)については「市町長の認定書(写し可)」が必要となります。  対象となる方の(3)については「売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書(いずれも写し可)」のいずれかが必要となります。  対象となる方の(4)については「罹災証明書(令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。)」が必要となります。  また、経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書(写し可)」が必要となります。</p>
その他注意事項	<p>取扱金融機関は、原則として計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、四半期ごとにモニタリングを行った上で、年1回中小企業者の事業年度ごとに中小企業者の計画の実行状況・財務状況・金融機関の経営支援状況を電子データで当協会に提出していただきます。</p>
取扱期間	令和6年6月30日まで(保証申込受付分)

※上記は令和6年4月現在のものであり、変更等あった場合は、この限りではありません。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。